

# 令和4年度第3回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和5年1月25日（水）午後2時～午後4時
- 2 場 所 埼玉県庁 第三庁舎 講堂
- 3 出席者 58市町村国保主管課長ほか、国保連事務局長、埼玉県
- 4 あいさつ

## 5 議事

### (1) ワーキンググループの進捗状況について

<埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 1月に5回目の会議を開催し、令和5年度国保事業費納付金等の算定及び埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について協議した。

### (2) 令和5年度国保事業費納付金等の本算定結果について

<埼玉県>

- ・ 資料2に基づき、令和5年度国保事業費納付金等の本算定結果について説明。
- ・ 令和5年度の本算定結果は、1人当たり保険税必要額は県全体で121,717円となり、前年度本算定と比べると金額にして3,722円の増であり、55市町村で1人当たり保険税必要額がプラスとなった。
- ・ 1人当たり保険税必要額の増加要因については、1人当たり保険給付費の増、1人当たり後期高齢者支援金の増加等が挙げられる。
- ・ 令和5年度納付金総額については、約1,895億円となり、前年度と比べて約20億円、率にして約1%の減となった。
- ・ 各市町村における1人当たり保険税必要額は、55市町村で増加した。減少している8市町村については、所得水準が下がったことなどが影響している。
- ・ 令和5年度までの納付金額等の推移について、総額では令和2年度に大幅に減少していることを除き、減少傾向にある一方、1人当たり納付金額及び保険税必要額については、令和2年度を除いて増加傾向であった。
- ・ 令和5年度は総額が減少し、1人当たりの額は増加したが、前年度、前々年度比では緩やかな増加となった。

### (3) 第3期埼玉県国民健康保険運営方針の策定について

<埼玉県>

- ・ 資料3-1に基づき、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）骨子について説明。
- ・ 「策定の基本的な考え方」については、平成30年度の国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進に取り組むこととしている。

- ・ 令和9年度の保険税水準の準統一の実現に向け、具体的な統一基準や今後結論を出すべき項目の課題や方向性を盛り込む。
- ・ 本県の現状を示すデータが少ないことから、被保険者の方が見ても分かるよう各種データを追加する。
- ・ 「章・項目構成の変更」については、「保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」の章を追加する。
- ・ 「各章の主な変更点」の「2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し」については、「市町村国保の現状」の項目を追加し、規模別の保険者数や被保険者数、被保険者一人当たりの所得や医療費などの状況を掲載する。
- ・ 令和9年度の保険税水準の準統一において収納率格差以外の項目を統一するため、法定外繰入金は令和8年度までに解消することとする。
- ・ 令和3年度の国民健康保険法の改正により、決算剰余金の一部を積み立て、被保険者一人当たりの納付金が著しく上昇する場合には取り崩すことが可能となったため、新たな基金事業を追加する。
- ・ 「3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法」については、「賦課の現状」として、県内市町村の応能応益割合や保険税率、保険税軽減世帯数などの状況を新たに掲載する。
- ・ 標準的な収納率について、現在多くの市町村で収納率目標を達成している状況から、他の都道府県の設定方法も参考に、より実態に即した方法に変更する。
- ・ 「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」については、保険税水準の統一を進める上での段階ごとに、市町村と合意している事項や統一基準、今後検討すべき事項を記載する。
- ・ 令和9年度の準統一に当たっては、全市町村で賦課方式を2方式、賦課限度額を政令同額で統一する。
- ・ 保健事業については、全市町村の事業内容を統一することは困難なため、地域の健康課題に応じて同程度の規模の被保険者サービスを提供することを目指すこととしている。
- ・ 市町村の条例による減免について統一基準を定め、統一基準で減免した場合の経費については、特別交付金で全額交付することとする。
- ・ 「5 市町村における保険税の徴収の適正な実施」については、「現状」として、滞納世帯割合、市町村別収納率・口座振替率の状況を追加する。
- ・ 全国的に口座振替率が高いところは、収納率が高くなる傾向にある。自主納付の手段として、スマホ・クレジット決済など納付方法は多様化しているが、口座振替は一度登録すれば納め忘れがないという被保険者のメリットもあるため推進していきたい。
- ・ 目標に全ての市町村で口座振替を原則化することを追加している。口座振替率を上げる手段として目標に設定する。
- ・ 規模別収納率目標について、収納率の現状や直近の伸び率などを考慮し、被保険者の規模別に設定している区分の見直しを行った上で、区分別の目標値を設定する。
- ・ 「6 市町村における保険給付の適正な実施」については、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、海外との往来が再開し海外療養費が増加した場合に、支給実績の少ない市町村でも適切に事務処理ができるよう、給付の適正化に取り組むことを目標に追加する。

- ・ 第三者求償案件の取組について、昨年度から国が対応強化を特に求めていることを踏まえ、目標の記載内容を修正する。
- ・ 「7 医療費の適正化の取組」については、現在、生活習慣病予防の取組を実施している市町村が多く、今後、更なる推進が求められるため、糖尿病以外の生活習慣病重症化予防の取組を追加する。
- ・ 「その他の医療費適正化の取組」に記載していた医療費通知を削除し、多くの市町村で実施している重複・多剤服薬等に関する取組など適正受診・適正服薬を促す取組を独立させる。
- ・ 「8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営」については、保険税水準の統一に向けて、統一的な事務の運用を進めていく必要がある。このため、高額療養費簡素化の申請手続等の事務の取扱いについて、令和9年度までに全市町村で統一的に対応できることを目指す。
- ・ 資料3-2に基づき、策定スケジュールについて説明。
- ・ 骨子については、この会議後、県の運営協議会に報告する。
- ・ 2月上旬に各WGの素案を取りまとめ、市町村に意見照会を行う。市町村からの回答を踏まえ、各WGにおいて原案を作成する。
- ・ 各WGの原案を取りまとめ、3月中旬に原案（初版）を作成し、下旬の財政運営WG・推進会議に報告・議論する。
- ・ 5月中旬までに各WGで適宜修正を加えて運営方針原案を作成し、下旬の財政運営WG・推進会議への報告・議論を経て、6月中旬の運営協議会に諮問し、原案の審議という流れになる。
- ・ その後、運営協議会の意見を踏まえ、県で7月下旬までに修正案を作成し、推進会議に報告の上、運営協議会で審議し、方針案を決定する。
- ・ 8月に市町村へ2回目の意見照会、9月頃に県民コメントを実施し、その結果を踏まえ10月中旬までに最終案を作成する。
- ・ 10月下旬に財政運営WG・推進会議に報告し、運営協議会の審議を経て答申を頂く。
- ・ 11月に知事決裁により運営方針を決定し、12月に県民コメントの結果と共に、第3期国保運営方針を公表する。

#### 【質疑・意見交換】

<市町村>

- ① 骨子の「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」における保健事業の考え方について、「全市町村の事業内容を統一することは困難なため」と示されているが、後ろ向きの印象がある。確かに課題は多いが、方向性としては前向きな文言に修正した方が良いのではないか。
- ② 準統一に向けて、各市町村は赤字解消や応能応益割合の是正などに取り組む必要があるが、国保運営方針に考え方を示しただけでは現実的な対応は難しいと考える。県が市町村に対し、もう少しきめ細かい支援を行うことはできないか。

<埼玉県>

- ① 骨子には、令和3年度までの保健事業WGの議論に基づき、現実を率直に記載しているが、国保運営方針は姿勢を示すものでもあるため、前向きな表現にできないか検討する。

<埼玉県>

- ② 現在は、赤字削減に係る支援として、取組が進んでいない市町村に対してヒアリングし、適宜助言を行っている。準統一に向けた各市町村への個別支援については、来年度具体的に検討したい。